（養親希望者研修）

第十二条　養親希望者研修は、内閣総理大臣が定める基準を満たす課程により行う研修とする。

（法第二十九条第二項第三号の内閣府令で定める事項）

第十四条　法第二十九条第二項第三号の内閣総理大臣が定める事項は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定に基づく児童の住所の異動に係る届出及び児童福祉法第三十条第一項の規定に基づく届出を行うこととする。

（法第三十条第三号の内閣府令で定める事項）

第十五条　法第三十条第三号の内閣府令で定める事項は、特別養子縁組の成立の審判に対する即時抗告の提起の有無及び即時抗告が提起された場合にあっては、当該即時抗告についての決定の内容とする。

（都道府県知事への報告）

第十六条　法第三十二条第一項第二号の内閣府令で定める事項は、法第二十四条第二項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

２　法第三十二条第一項第三号の内閣府令で定める事項は、縁組成立前養育（法第二十七条第七項の縁組成立前養育をいう。以下この項において同じ。）を開始した時から法第二十九条第五項各号に掲げる事由が生じた時までの間における縁組成立前養育における監護の状況とする。

３　法第三十二条第一項第四号の内閣府令で定める事項は、特定の養親希望者があっせんに係る児童の養育を開始した時から養子縁組を成立させるために必要な手続を開始した時までの間における監護の状況とする。

４　法第三十二条第一項第五号の内閣府令で定める事項は、養子縁組を成立させるために必要な手続を開始した時から当該養子縁組の成否が確定した時までの間における監護の状況並びに当該養子縁組のあっせんに関して当該養子縁組に係る養親希望者及び児童の父母等から徴収する手数料の額とする。

（養親希望者等への情報の提供）

第十七条　法第三十四条第一項の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。

一・二　（略）

２　法第三十四条第二項の内閣府令で定めるものは、児童の父母の同意がない情報（前項各号に掲げる情報を除く。）とする。

（養子縁組あっせん責任者）

第十八条　養子縁組あっせん責任者は、次の各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有する者であって、内閣総理大臣が認める研修を修了したものでなければならない。

一～七　（略）

２　養子縁組あっせん責任者は、毎年、内閣総理大臣が認める研修を受けなければならない。

（養親希望者研修）

第十二条　養親希望者研修は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行う研修とする。

（法第二十九条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項）

第十四条　法第二十九条第二項第三号の厚生労働大臣が定める事項は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定に基づく児童の住所の異動に係る届出及び児童福祉法第三十条第一項の規定に基づく届出を行うこととする。

（法第三十条第三号の厚生労働省令で定める事項）

第十五条　法第三十条第三号の厚生労働大臣が定める事項は、特別養子縁組の成立の審判に対する即時抗告の提起の有無及び即時抗告が提起された場合にあっては、当該即時抗告についての決定の内容とする。

（都道府県知事への報告）

第十六条　法第三十二条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、法第二十四条第二項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

２　法第三十二条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、縁組成立前養育（法第二十七条第七項の縁組成立前養育をいう。以下この項において同じ。）を開始した時から法第二十九条第五項各号に掲げる事由が生じた時までの間における縁組成立前養育における監護の状況とする。

３　法第三十二条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、特定の養親希望者があっせんに係る児童の養育を開始した時から養子縁組を成立させるために必要な手続を開始した時までの間における監護の状況とする。

４　法第三十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める事項は、養子縁組を成立させるために必要な手続を開始した時から当該養子縁組の成否が確定した時までの間における監護の状況並びに当該養子縁組のあっせんに関して当該養子縁組に係る養親希望者及び児童の父母等から徴収する手数料の額とする。

（養親希望者等への情報の提供）

第十七条　法第三十四条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一・二　（略）

２　法第三十四条第二項の厚生労働省令で定めるものは、児童の父母の同意がない情報（前項各号に掲げる情報を除く。）とする。

（養子縁組あっせん責任者）

第十八条　養子縁組あっせん責任者は、次の各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有する者であって、厚生労働大臣が認める研修を修了したものでなければならない。

一～七　（略）

２　養子縁組あっせん責任者は、毎年、厚生労働大臣が認める研修を受けなければならない。